

**令和 8 年度第 1 回**  
**荒川区児童福祉審議会会議録**

日時：令和 8 年 7 月 1 日（水）午後 6 時 3 0 分～午後 7 時 4 5 分  
会場：サンパール荒川 3 階 小ホール

○後藤子育て支援課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和８年度第１回荒川区児童福祉審議会を開催させていただきます。

皆様方には、大変御多忙の中、第４期の委員に御就任いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員改選後初めての審議会でございますので、委員長選出までの進行を子ども家庭部子育て支援課長の後藤が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、会議の開催にあたりまして、子ども家庭部長より御挨拶を申し上げます。

○本木子ども家庭部長

皆様、改めまして、こんにちは。子ども家庭部長の本木と申します。

本日は御多忙の中、本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本日から２年間という期間の本審議会委員をお引き受けいただきまして、心より御礼申し上げます。

本審議会でございますが、子どもの健やかな成長を支える上で大変重要な役割を担っていただく場となっております。

近年、子どもや家庭を取り巻く環境は大変大きく変化してございまして、行政に求められる役割も一層多様化してございます。そうした中、子どもの最善の利益という共通の視点の下で、委員の皆様それぞれの専門的な知見や御経験をお寄せいただきながら、子どもにとってよりよい環境づくりを進めてまいりたいと考えてございます。

本区の児童福祉のさらなる向上にお力添えいただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○後藤子育て支援課長

次に、１番の荒川区児童福祉審議会委員の委嘱、２番の委員紹介でございます。

委嘱状につきましては、本来であればお一人お一人にお願い申し上げるところでございますが、お席にお配りさせていただきますので、御了承ください。封筒の中に入っておりますので、御確認をいただければと思います。

続きまして、事前に郵送しております本日の資料を御確認いただければと思います。

まず、次第と資料１から７をクリップとじしました資料、委嘱状の入った封筒、席次表になります。

では、改めまして、席上に配付しております第４期委員の委員名簿及び席次表を御覧ください。

本審議会は、資料２－１の条例、２－２の施行規則に基づいて設置されております。本日は出席１９名、欠席１名となっております。

なお、村上委員、成重委員におかれましては、オンラインで御参加いただいております。

児童福祉審議会条例第６条に定めております過半数の委員の御出席をいただいております。

すので、会議の定足数を満たしていることを報告させていただきます。

それでは、本日、今会期初回の会議となりますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたく存じます。

[委員自己紹介]

○後藤子育て支援課長

皆様、ありがとうございました。

次に、区の関係部課長及び事務局から御挨拶をさせていただきます。

[関係部課長及び事務局挨拶]

○後藤子育て支援課長

本日は、会議録作成のために会議を録音させていただきます。会議録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後、会議資料とともに区のホームページに掲載しますので、御了承ください。

続きまして、次第3の委員長及び副委員長の選任に移ります。

荒川区児童福祉審議会条例第4条第1項の規定に基づき、委員の皆様の互選により委員長及び副委員長を各1名の選出をお願いしたいと思います。

(委員の互選により委員長に川松委員、副委員長に坂井委員が選任。)

[拍手]

○後藤子育て支援課長

それでは、川松委員長、坂井副委員長、一言御挨拶をいただければと思います。

○川松委員長

委員長に御指名いただきまして、ありがとうございます。

荒川区児童相談所の立ち上げのときから関わらせていただいて、児童福祉審議会もずっと関わらせていただきました。この間に着実に取組を進めてこられて、皆様で頑張ってくれたなと思います。

荒川区は全国で一番人口規模の小さい児童相談所設置自治体ですが、その特性を大いに生かして、小回りの利く取組を進められていくといいなと思います。

これから先、またさらにこれまでの取組を展開させていって、新しい取組も取り入れながら進めていけるといいなと思います。荒川区のお子さんや子育て家庭が幸せであるように、何とかお役に立てたらうれしいなと思います。皆様の御協力で運営していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○後藤子育て支援課長

では、続いて坂井副委員長、よろしくお願いいたします。

○坂井副委員長

私は、東京都の児童相談所で児童福祉司として3か所、所長として3か所勤めました。残念ながら荒川区を担当することはありませんでしたが、この地域はいろんな機会に来るこ

とがもちろんありましたし、時々地図を広げながら、今でも荒川区のことを理解しようと努めています。

どうか皆さん御協力ください。よろしくお願いします。

○後藤子育て支援課長

ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行は川松委員長をお願いいたします。

○川松委員長

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

本日は傍聴者の方はいらっしゃらないということです。

それでは、議事に従いまして進めさせていただきたいと思います。

まず、議事（１）各部会の設置についてということになります。

では、事務局から御説明をお願いいたします。

○後藤子育て支援課長

それでは、子育て支援課から説明させていただきます。資料の３－１を御覧ください。こちらが部会を設置する要綱でございます。

まず、第２条を御覧ください。審議会及び部会として４つの常設の部会の設置を決めてございます。里親部会、権利擁護部会、保育部会、児童虐待死亡事例等検証部会でございます。

それぞれの部会の設置目的及び所掌事項につきましては、資料の３－２にまとめてございます。時間の関係もございしますので、こちらにつきましては割愛させていただきます。

要綱に戻っていただきまして、要綱の第３条では、調査審議に係る事項の専門性等に応じ、臨時に部会を設置することができると規定しております。また、第４条で議事録について規定をしております。部会では、議事録を作成し、保存してまいります。また、同第３項に部会の議事録は非公開ということで規定しております。ただし、部会長が必要があると認めた場合には公開ということとなっております。

簡単でございますが、部会の設置につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川松委員長

ありがとうございました。

それでは、この審議会の下に４つの部会を設置し、それぞれ資料に記載されています所掌事項について審議をいただき、その部会における議決をもって審議会における議決ということにしたいと考えますけれども、それで皆様、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川松委員長

では、以上のような形で部会における議決をもって審議会における議決ということにいたします。

部会については、荒川区児童福祉審議会条例施行規則3条の規定により委員長が指名することとされております。既に皆様をお願いしているとおり、資料1の名簿に従って所属部会が記載されておりますので、そのとおりに部会へ御所属いただくということで決定したいと思います。

また、今日は本審議会終了後、4つの部会をそれぞれ同時に開催いたしますので、また御案内があると思いますので、この会が終わった後、各部会でお集まりいただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、報告事項に入りたいと思います。

まず、(1)荒川区の概要についてになります。

事務局のほうから御説明をお願いいたします。

#### ○後藤子育て支援課長

子育て支援課から説明をさせていただきます。資料4を御用意ください。

今回は荒川区の審議会に初めて着任された委員もいらっしゃいますので、簡単に荒川区の概要について説明をさせていただきたいと思います。

まず、1の荒川区についてでございます。荒川区は都内の23区の北東部に位置しまして、区の北東部は荒川ではなくて隅田川が流れておりますが、1932年の荒川区発足当時は隅田川が荒川と呼ばれていたことに由来しまして、荒川区と名づけられたものでございます。

面積は10.16平方キロメートルで、台東区に次いで2番目に小さいまちとなっております。南北に2キロぐらい、東西に5キロぐらいの面積となっております。

人口につきましては、22万4,784人と、人口密度で見ますと全国で豊島区、中野区に次いで3番目に高い区となっております。

続いて、2番目の人口の推移でございます。約30年前の平成7年につきましては、17万6,000人余だったものが少しずつ増え続けまして、一度コロナ禍のときに少し人口が減ったものの、コロナ禍が終わってからまた人口増加という傾向がございます。

続いて、3の子どもの推移を見ますと、児童人口につきましては、横ばいから少しだけ減少傾向ということとなっております。詳しくは2ページにグラフを掲載しております。

また、18歳未満以外の全体的な傾向で見ますと、荒川区では若者に当たる人口が増えておりまして、高齢者が少し減少傾向というような状況となっております。

続いて、4番の区の組織体制と児童福祉法に関係した各課の主な役割でございます。

子ども家庭部は令和8年度に組織改正が行われまして、5課体制から4課体制となっております。上から順番に、子育て支援課に児童福祉法に関する主な業務を掲載しております。一つ補足して申し上げますと、子ども・若者課とその下に教育委員会事務局の登校・放課後サポート課がございますが、学童クラブに関して、直営の学童クラブは子ども・若者課が担っておりまして、委託している学童クラブは登校・放課後サポート課が所管しております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川松委員長

ありがとうございました。

川の名前が荒川から隅田川に変わったというのは初めて知りました。

総人口は増えているけど、児童人口は増えてはいないけど、若者人口は増えているんですね。

何か御質問ありますか。

よろしいでしょうか。

では、次の報告事項に移らせていただきます。

次は、部会の開催状況ということになります。

まず事務局から部会ごとに説明をいただきまして、各部会の部会長から報告をいただきますけれども、委員の改選がありましたので、第4期の部会長については、今日この後各部会で選任を行うことになります。したがって、この場では部会報告は第3期の部会長から行っていただくことにします。

では、まず里親部会の報告につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○後藤子育て支援課長

お手元の資料の資料5の2ページ目をお開きください。この期間中、里親部会につきましては、令和7年度に1回開催いたしました。令和7年度第2回は、養育家庭1件について御審議いただき、承認となっております。また、報告事項として、里親登録の更新に関する報告をいたしました。

以上でございます。

○川松委員長

それでは、部会長でいらしゃった坂井副委員長、御説明をお願いします。

○坂井副委員長

里親部会長を務めておりました坂井です。

ここで御報告するのはこの1件だけということになりますけれども、そちらの1件につきましては、

部会のメンバーがそれぞれの職業の専門性に基づいて、家族の生活状況や家の構造などからお子さんを預けた後の生活環境等について想像をしながら意見を出し合った結果、承認とさせていただきました。

○川松委員長

ありがとうございました。

では、続けて、権利擁護部会の報告につきまして、事務局からお願いします。

○後藤子育て支援課長

資料5の3ページを御覧ください。

権利擁護部会につきましては、この期間中、令和7年度に1回、8年度に2回開催いたしました。令和7年度第3回は審議事項として、児童福祉法第28条の第1項に基づく施設入所の適否に関する諮問について1件御審議いただき、承認いただきました。

また、報告事項として、令和8年1月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要請等及び一時保護実施状況についての報告をいたしました。

令和8年度第1回は、令和8年4月分の子ども家庭総合センターにおける出頭要請等及び一時保護実施状況についてと被措置児童等虐待通告に係る対応について2件報告いたしました。

令和8年度第2回は、審議事項として児童福祉法第28条第2項に基づく施設入所の適否に関する諮問について1件御審議いただき、承認いただきました。

また、報告事項として、令和8年5月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要請等及び一時保護実施状況についての報告をいたしました。

以上でございます。

○川松委員長

ありがとうございます。

権利擁護部会につきましては、私からコメントさせていただきます。

権利擁護部会では、昨年の10月から、被措置児童等虐待の対象として、保育園や学校クラブなど幾つかの事業が被措置児童虐待の通告対象となったことに伴って、案件を審議するようになりました。

審議案件としましては、28条の申立ての適否に関してございましたけども、お子さんと保護者の方の双方に対するケアが必要であるといった意見等がありました。

それから、もう一件は更新の適否ですけれども、かつて28条で入所している事例になりますが、保護者の方の改善が認められないので複数回の更新をしていくわけです。それに伴って、身寄りといいますか、親族の方との関係性がつくっていけない状況にお子さんになっていくわけですね。それで、親族とのつながりのない中で、今後社会的保護から自立していくということが想定されてくるわけですが、それに当たって、身近に相談できる人が必要だろうということで、親族との関係づくりであるとか、そのお子さんに対する今後の支援の在り方について検討が必要ではないかという意見が出されていたところでした。

被措置等虐待については、児童養護施設や学童クラブについて出されていましたが、いずれにしても、職員個人の問題ということではなくて、どうしてそういうことが起こるのかという組織としての在り方、組織の中でどんなふうにもみんなで見えていくか、お互いに職員がサポートし合いながら仕事ができているかという、体制について考える視点が大事ではないかということで意見が出されていました。区としても、そういった視点で関係機関に対する御指導をいただくことが必要かなと思うところです。

以上です。

次は、保育部会になります。事務局から御説明をお願いします。

○後藤子育て支援課長

資料5の4ページを御覧ください。

保育部会につきましては、この期間中、令和7年度に1回開催いたしました。令和7年度第1回は、審議事項として、家庭的保育事業の計画承認について、家庭的保育事業の設置認可について各1件、乳児等通園支援事業の認可について2件御審議いただき、承認いただきました。

以上でございます。

○川松委員長

それでは前部会長の師岡委員、お願いします。

○師岡委員

ただいま報告があったとおりですけれども、審議案件の1件目と2件目は同じ事業者ということになります。

資料の3-2にありますとおり、保育部会は保育所等の設置認可について諮問を受けて答申をするという目的でありますけれども、まずは計画を承認すること、さらに計画を受けて設置認可を図るという流れになっております。

事業者からは、申請書、職員体制の計画書、避難経路等も踏まえながら、丁寧に審議し、それぞれ承認をするという形で諮問に対する答申を行いました。

ちなみに、家庭的保育事業は、子ども5人以下で、年齢もゼロから2歳以上対象の事業になります。一般の認可保育所の取組とは若干異なりますけれども、近年大変ニーズも高まっているということで、今年度の4月1日から実際事業を開始するということです。こちらの事業者を区としてもしっかり支援をしながら、丁寧な行政のサポートも行っていたきたいということも部会の中で意見交換しながら、認可しました。

そして、3件目の乳児等通園支援事業、これはいわゆるこども誰でも通園制度と呼ばれるものでございます。こちらも荒川区のみならず、近年、各基礎自治体でも取組が進んでいるところです。

ちなみに、こちらの取組は、一般型と余裕利用型という2つのパターンがあるのですが、今回申請いただいた2件は、既存の保育園が定員に余裕がある中でこの事業を進めたいという申出でございました。既に認可園としての実績もありますし、そちらの申請を部会としても承認をしたということでございます。

報告は以上です。

○川松委員長

ありがとうございました。

児童虐待死亡事例等検証部会につきましては、この期間中は開催がありませんでしたので、これで4部会全ての報告が終わりましたけれども、ここまでの説明で何か御質問があり

ましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

では、報告の3件目になります。荒川区子ども家庭総合センターの運営状況につきまして、所管課から御説明をお願いいたします。

○佐藤子ども家庭総合センター副所長

それでは、子ども家庭総合センターの運営状況について御報告させていただきます。資料6を御覧いただければと思います。

まず、1-1経路別相談受付状況でございます。令和7年度の相談受付件数につきましては、合計で1,133件でございます。

主な経路といたしましては、右側から5列目、家族・親戚が320件、次いで表の中ほど警察等が214件、それ以外には保健所や学校からの相談が多くなっている状況でございます。

次に、1-2経路別相談受付状況（児童虐待のみ）と書かれている資料を御覧ください。こちらは児童虐待に焦点を当てた資料という形になってございます。

全体の合計につきましては、520件となっております。経路としては、警察等からの通告が一番多く、そのほかに学校、それから家族・親戚という順で多い状況でございます。

次に、表2-1種類別相談受付状況を御覧ください。こちらにつきましては、一番上の行に養護、保健、障害など相談の種別ごとにくくられておりますけれども、一番多かったところは、表の一番左の列になります養護相談で児童虐待が520件、養護のその他237件を合計しますと、757件です。全体の相談件数が1,133件となっておりますので、おおむね全体の7割弱ぐらいを占めている状況でございます。次いで、育成相談の合計が135件、障害相談の合計が123件という状況でございます。

それから、同じページの右の表、2-2児童虐待相談受付状況に内訳が記載されております。こちらは表のとおりという状況になってございます。

次に、3種類別相談対応件数になります。こちらは児童相談所として対応した種別ごとにくくられておりますが、一番多かったものにつきましては、面接指導でございます。助言指導759件、継続指導137件、他機関あっせん14件、こちらを合計しますと910件ということで、全体の対応件数のうち、面接指導が8割以上という形でございます。

それから、表の右から2列目、その他は106件という数字が計上されておりますけれども、こちらについては虐待が非該当になったケース、またそのほか措置延長等の数字が計上されているという状況でございます。

今回速報値ということで御報告をさせていただきました。経年の推移等を含めた推移につきましては、改めまして事業概要という形で全体を取りまとめて、御報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○川松委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私から質問させてください。1－1経路別相談受付状況で都道府県、指定都市、中核市、特別区の中にその他があって、これは米印の3であらかわキッズファミリーコールとなっています。1－2経路別相談受付状況（児童虐待のみ）でもその他があらかわキッズファミリーコールとなっていますが、あらかわキッズファミリーコールというのは、児童相談所が開いていない夜間帯で相談を受けるものと認識していいですかね。

例えば緊急対応が必要な事例である場合は、児童相談所ではどのように取り扱われているのか、伺いたいと思いました。お願いします。

○佐藤子ども家庭総合センター副所長

ありがとうございます。キッズファミリーコールにつきましては、今、川松委員長からお話があったように、時間外の時間帯に御相談に乗らせていただいております。

主にキッズファミリーコールにつきましては、お母さん方からの御相談が多いところでして、例えばお子さんの体調が悪くてどういうところに連絡したらいいかですとか、そのような御相談が主に入ってくるところになっています。

今おっしゃっていただいたような、緊急、例えば虐待等の心配をされるようなケースにつきましては、189で電話を受けている部分もありますので、緊急の場合については189で受けて、それが児童相談所の担当の係長に連絡がつくという経路で対応しているところでございます。

○川松委員長

ありがとうございました。緊急対応が必要な事例は児童相談所につながってくるんですね。

○佐藤子ども家庭総合センター副所長

ただいま委員長おっしゃっていただいたように、対応した職員が危険性が高いと判断した場合には緊急で連絡が入ってくるとい形になっています。所内で緊急の対応が必要であれば、当然、所長まで電話が上がってきて対応を判断するというような対応を取っているところです。

○川松委員長

他に何か御質問ありますか。

○鈴木委員

1－2の経路別相談受付状況（児童虐待のみ）についてです。全国のデータを見ると、例えば保育所は0.1%ほどしか通常捕捉率がありません。34件もケースアップされているというのは非常に優秀で、早期発見・早期対応ができていますね。ちゃんと早期発見・

早期対応するエージェントとして保育所が位置づいているということで、素晴らしいなと思っていますんですけど、何か背景があるのかというのが質問の1つです。

一方で、同じ年代の子どもに対応する、認定こども園、幼稚園が捕捉率ゼロで、こういうギャップが出てしまう背景あれば、教えていただければと思います。

○佐藤子ども家庭総合センター副所長

御質問ありがとうございます。保育園からのつながりというところですけども、我々児童相談所が開設してから、この間、児童相談所がどういった対応をしているのかですとか、保育園でそういったケースを見つけた場合にどう対応したらいいかですとか、そちらについては、相談部門の係長が出前講座というのをを行っておりまして、保育園に直接赴いて、職員の皆さんも含めて講座をさせていただいて、緊急の場合ですとか保護者から心配されるお話が聞かれたですとか、そういったときには、児童相談所にすぐ連絡をしてくださいと。それが万が一間違っている場合でも心配ありませんということでお話をさせていただいているところです。

今、委員から、幼稚園のほうが少ないじゃないかというようなお話ありましたが、荒川区内、保育園の数に比べると、幼稚園の数が大分少なく、幼稚園でお預かりしているお子さんも少ないということもあります。幼稚園にも周知の通知を保育園と併せて行っているところですので、各先生方も同様の対応については認識しているという状況でございます。

○鈴木委員

ありがとうございます。とても素晴らしい取組をしておられるなと思いました。ありがとうございます。

○川松委員長

保育所への出前講座というのは、全ての保育所にされるんですか。

○佐藤子ども家庭総合センター副所長

今、児童相談所開設から6年になりますけども、保育園の御都合を聞きながらになりますので、まだ行き届いていないところはありますけれども、そこは職員が行ったか行かないか細かくチェックをしながら、行っていないところについては、引き続きこちらからアプローチをしております。

○川松委員長

ありがとうございます。保育所の数が多いと思うので、大変だと思いますけれども、とても素晴らしい取組だなと思います。

ほかはどうですか。

○師岡委員

今の御質問、回答に関連しての質問になります。

1－2経路別相談受付状況（児童虐待のみ）の保育所34件について、全体で虐待そのもの

の割合が45.9%で5割満たない中で、保育所だけは全体の相談件数が42件に対して、虐待が34件ということで8割強ということになります。鈴木委員が今おっしゃったように、私も、それだけ保育所の職員の方たちが、園長先生を中心に丁寧に子どもの様子を把握しようと努めていらっしゃる、それがこういう数字になっているんだろうと読み取っています。

ただ、少しネガティブな逆の見方をすると、必ずしも幼稚園、認定こども園に通報がないからゼロだということではないとは思いますが。さらには、昨年度から保育所の職員等による子どもへの対応、不適切な保育も含めて通報する仕組みもできたところです。今度、こども性暴力防止法も施行されるところで、心配は尽きないです。区はどのように状況を把握されているのか、先ほど研修のお話もありましたけれども、不適切な保育も含めて、保育自体の在り方の改善にもつなげていくようなやり取りがもしもあれば、教えていただけるとありがたいです。

○佐藤子ども家庭総合センター副所長

子ども家庭総合センターといたしましては、保育園の先生方に丁寧にお子さんたちを見ていただいていると、どちらかというとプラスに捉えている状況ではございます。ただ、こういった御家庭があるのかは、今後もつぶさに見ていかなければいけないというところもありますので、単に保育園だけではなくて、例えば小さなお子さんであれば、保健所ともしっかり連携しながら、今後も見ていきたいと考えているところです。

一方で、職員の虐待について、心配されるケースは、児童相談所に直接連絡というよりは、当然、保育園を所管している保育課に連絡が入ってくると考えておりますけれども、各保育園にそういった心配されることがあれば連絡するようにという指導は行き届いていると考えておりますので、そういったところでフォローしていくということになるかと考えております。

○増田保育課長

虐待につきましては、全国的にもいろいろ事件などございますので、保育課では、その都度、研修、セルフチェックを全体的に行いまして、自分の行動について一回振り返ってもらうとか、こういったものは虐待に当たるなど改めて認識してもらうようにしています。今般の法施行後も、虐待などございましたら、すぐに通報をしてもらい、受け付けたらきちんと連携して対応していくということもしっかりと周知しておりますので、12月に法施行はありますが、もう既に研修など実施しておりますので、引き続き適切に対応していきたいと考えてございます。

○川松委員長

これは保育園の職員の皆さん向けの新しい虐待通報の制度に関する説明であるとか、保育園だけでなく、学童の職員の方とか、あと児童育成支援拠点だとか、母子生活支援施設だとかたくさん新たに加わっていますけど、それらのスタッフの皆さん向けの施設内虐待

の研修については、例えば保育園の職員対象の研修というのは行われていらっしゃるんですか。

○増田保育課長

職員向けの研修につきましては、実施しております、例えば先ほど申し上げたセルフチェックというのを作成しておりますので、振り返りとして各園で実施してほしいというのは定期的をお願いしています。例えば公立保育園でございますと、年に2回自己評価とセルフチェックを実施してございます。

○篠原子ども・若者課長

学童クラブの御質問もありましたので、補足をさせていただければと思います。

冒頭、後藤から御説明をさせていただきました学童クラブとしましては、私ども子ども・若者課が直営を所管し、民営については教育委員会部局の登校・放課後サポート課が所管している状況でございます。

まず、そういった2つのセクションに分かれているというところで、毎月定例で係長級を含めて職員の定例会というものを開き、事業内容も含めた情報共有の場を設けています。また、庁内のシステムの中で何かあればすぐにそこで共有できるようなイントラのシステムの中で情報共有するスペースをつくっております。

先ほど保育園での職員の不適切保育という御質問もございました。民営の学童クラブの中でも、職員側から、同僚職員からこういった事例があったんだけどという相談を事務局側にいただきまして、早速そこで調査に入ったりということがあります。

そういった意味で、区としましては、民営学童クラブをフォローする形の中で、直営で所管しています2つの学童クラブの館長がその指導役となりまして、登校・放課後サポート課の事務局と一緒に現地訪問して、状況のヒアリング、直接の指導、助言を行っている状況でございます。

また、現状、具体的な研修は今まだないんですけども、まずは国からいただいた情報を定例会で共有しているという状況でございます。

以上でございます。

○川松委員長

ありがとうございました。職員の皆さんに制度の趣旨であるとか、どんなことが不適切な関わりになるのかという具体的な事例を伝えていただくといいのかなと思いました。

では、4番目の令和8年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について、所管課から御説明をお願いいたします。

○後藤子育て支援課長

令和8年度の主な子ども・子育て施策について説明をさせていただきます。資料7の1ページを御覧ください。

まず、**新**とあるのが令和8年度の新規事業、**充**がこれまで実施していた事業をさらに充

実する事業というマークでございます。この新規事業と充実事業を中心に、主に子ども家庭部が所管する事業に関しまして、ポイントを絞って説明したいと思います。

まず（１）が夏休み期間における子どもの遊び場の確保でございます。こちらは子ども向けの室内イベントを区内全域で数多く実施するとともに、イベントなどの周知のために、区ホームページに子ども向けの専用サイトを新たに作成するという予定でございます。

続きまして、（３）の子ども・子育て世代に優しい施設のガイドラインの策定でございます。こちらは、子育て世代が気軽に立ち寄り、利用しやすい施設・店舗となるよう、施設整備の考え方をまとめたガイドラインを策定し、周知を図ることで、子育て世代に優しいまちづくりに向け、機運醸成を図るものでございます。

次に、２ページの（８）に飛びまして、子どもの権利擁護事業の推進でございます。令和７年度と大きな変化はございませんが、一時保護所等に入所している子どもが意見表明できる機会の充実や、子どもの権利に関する相談事業「あらかわ子どもほっとらいん」の周知に加え、７年度から実施しております子どもの権利に関するポスターコンクールを継続的に行うなど、子どもの権利を擁護する環境整備を推進してまいります。

次に、（９）ケアリーバーへの経済的支援の拡充でございます。下２行にございますが、施設等退所に係る準備経費の補助額につきまして、２０万円だったものを１０万円増額して３０万円といたします。

次に、（１０）ひとり親家庭の支援の拡充です。下２行に記載しておりますが、令和８年度は安定して区内で生活できるよう、転居に係る費用を助成するための住宅支援事業を新たに実施しまして、ひとり親家庭に対する支援の充実を図ります。

３ページ以降にもたくさん事業を掲載しておりますが、こちらは教育部門、保健所部門の内容も参考として紹介しておりますので、大変恐縮ですけど、説明は割愛させていただきたいと思います。

こちらの報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○川松委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、御質問をお願いいたします。

○木田委員

御説明いただき、ありがとうございました。

（８）の子どもの権利擁護事業の関係でお尋ねしたいのですが、一時保護所等に入所している子どもの意見表明の機会の充実ということですが、これは意見表明等支援機関が入っているのか、具体的にはどのような取組をされているのか、教えていただけますか。

○後藤子育て支援課長

意見表明については、一時保護所に入所している児童や区が措置した児童が希望した場合に意見表明支援員がお話を聞きに行く方法と、一時保護所に入っている方々に、毎週土曜

日、意見表明支援員が定期的に訪問してお話を聞きに行く方法と2つの方法で実施をしています。意見表明支援員は3名おまして、いずれも社会福祉士の資格をお持ちの方です。

○木田委員

他区では、支援員のほかに独立した団体によるアドボケイト等、児童福祉法の改正に伴って拡大等々を行っているところと認識していますが、何か検討状況等ありますか。

○後藤子育て支援課長

今のところは委託事業者にはお願いせずに個別にお願いしている状況です。定期訪問の対象も一時保護所に限定しているところではありますけど、これまでも児童福祉審議会の委員の皆様からご意見をいただいております。今後につきましては、区内の施設や里親等への拡大を検討しているところでございます。

○川松委員長

ほかにはいかがでしょうか。

(2)と(17)に関わると思うんですけれども、区内母子生活施設もありまして、妊娠期からの支援はとても大事だと思うんですけど、特に虐待死亡事例でゼロ歳の比率が高くなっている、とりわけゼロ日児の死亡事例の比率が高くなってきていて、妊娠期からの妊娠葛藤を抱えている相談できない方たちへの支援が極めて大事だと思います。その中で、妊娠産婦支援の一つとして、妊娠産婦等生活援助事業の取組であるとか、あるいは母子一体型のショートについて、何か御検討されているのでしょうか。

○後藤子育て支援課長

今、子育て支援課のほうでは、母子生活支援施設を担当しているんですけど、母子一体型のショートステイですとか生活援助事業までは特にできていない状況ではあります。特に妊産婦で特定妊婦等、必要な人たちもいらっしゃるのかなと思いますので、健康推進課等を含めながら、子ども家庭センターという機能がありますので、そういった中でも検討させていただければと思います。

○川松委員長

御検討いただけるといいなと思います。よろしくお願いします。

皆さん、何かございますか。

○佐藤委員

この中に記載してあることではないのですが、区内の児童福祉施設の設置状況ですとか、今、子ども家庭センターの話も出たので、例えば家庭支援事業の実施状況とか、そういうことも教えていただけると大変ありがたいなと思いました。よろしくお願いいたします。

○川松委員長

いわゆる家庭支援6事業の実施状況等を教えていただければありがたいと思います。お願いします。

○後藤子育て支援課長

まず、児童福祉施設につきましては、区内に1か所、荒川八丁目にクリスマス・フォレストという児童養護施設がございまして、足立区にありますクリスマス・ヴィレッジを運営している社会福祉法人友興会が令和5年度に開設しました。それ以外に児童養護施設のグループホームに当たる部分がもう一か所区内にありまして、本体が24人、グループホームが6人の合計30人定員で運営しております。

あと、自立援助ホームが西尾久のほうに1か所ございまして、陽気遊山さんが運営しております、こちらも定員としては6人で運営している状況でございまして、主にその2か所が大きなところで運営しているところでございます。

○篠原子ども・若者課長

子ども・若者課から、家庭支援事業について、所管が分かれている関係もありまして、把握している状況の中で御報告させていただければと思います。

例えば一時預かり事業では子育て交流サロンを区内に23か所設置しております。一部実施していないサロンもあるんですが、その中で3歳未満のお子さんの一時預かりをしています。

また、親子関係の形成といったところで申し上げますと、例えば子ども・若者課が所管しております学童クラブに児童館事業を行っているひろば館を併設しておりまして、NPプログラムという事業の中で、お子さんとの関係をよりよくするための保護者へのアプローチを行っていたり、あとは社会教育という観点で生涯学習課というところでは、発達に課題があるようなお子さんとの関わり方の講演ですとか、ワークショップ形式のプログラムというのを幾つか実施していたかと思います。

関係所管の事業については、一度整理をさせていただきたいと思いますので、本日についてはここまでの御報告とさせていただければと思います。

○川松委員長

御説明いただいてありがとうございます。

○師岡委員

前回の審議会でも質問させていただいた件です。

施策の(19)、新規事業として5歳児健診、いよいよ実施という運びになったようです。その件に関しては賛同するものなんですけれども、具体的に対象の年齢、そして時期、あるいは5歳児を全員対象にするのか否か、さらにはその結果等も含めて、保護者あるいは子どもさんが通園されている場合に、園等にどのように周知しながら、実際の保育やあるいは育児へつなげていこうとなさるのか。さらに就学時健診との絡みはどうされるのかということなどを教えていただけるとありがたいです。

○後藤子育て支援課長

保健所の健康推進課がこの事業を所管しているので、細かいところは分からない部分が

あって恐縮なんですけど、5歳児健診につきましては、対象としては全ての子どもと聞いているところございまして、一次健診をウェブでアンケート調査で行って、それで直接来所が望ましいというような判定をされた方については、保健所で二次健診の集団健診を行うようなことを考えているということで聞いているものでございます。

○師岡委員

前回のときは、実質4歳児を対象にするというようなニュアンスだったかと思うんですが、ここで言っている5歳児というのは、来年度就学する年齢層ということなんですかね。それとも、もう1年前の段階を対象にするのか、その辺、把握されていますか。

○後藤子育て支援課長

当該年度で5歳児になるお子さんが対象になります。

○師岡委員

そうすると、就学時健診の1年前の状態ですね。

○後藤子育て支援課長

はい。そういう扱いになります。

○川松委員長

では、これで報告事項は終了ということにさせていただきます。

最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

○後藤子育て支援課長

次回の審議会につきましては、1月から3月を予定しております。それまでの期間に各部会を開催いたします。

次回の審議会では、各部会における審議の報告等をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○川松委員長

様々な御意見を出していただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、令和8年度第1回荒川区児童福祉審議会を終了といたします。